

長崎県電子見積実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号。以下「規則」という。)第106条の3の規定に基づき、物品管理室が物品調達システムを用いて電子見積により行う物品調達について必要な事項を定めるものとする。

(対象物品)

第2条 電子見積は、物品管理室が発注する物品のうち、別表右欄に掲げる電子見積実施品目のうち、1件の予定価格が、印刷については50万円、印刷以外の電子見積実施品目については160万円を超えないものを対象とする。

(参加資格)

第3条 電子見積に参加することができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号。以下「告示」という。)に基づく、物品の製造の請負、買入れ及び修繕に係る競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有している者であること。
 - (2) 競争入札参加資格において、長崎県内に本社又は支社等を登録している者であること。
 - (3) 競争入札参加資格において、別表左欄に掲げる競争入札参加資格の登録品目を登録していること。
 - (4) 使用するパソコン・ネットワークのセキュリティ対策を講じていること。
 - (5) 印刷の参加資格については、前各号に加えて別に定める基準に該当する者であること。
- 2 競争入札参加資格において登録が認められた品目の電子見積に参加ができるものとする。

(申請)

第4条 電子見積に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、電子見積参加資格申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を県に提出しなければならない。

- 2 申請書を提出することができる者及び電子見積に参加することができる者は、前条第1項第2号に規定する長崎県内の本社又は支社等の代表者のいずれかの者とする。
- 3 申請書の提出時期は、次の各号の区分のとおりとする。
 - (1) 競争入札参加資格を有する者
競争入札参加資格の有効期間が満了する日が属する年度の7月1日から8月31日までとする。ただし、7月1日が休日(長崎県の休日定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条に規定する「休日」をいう。以下同じ。)に当たるときは、休日でないその翌日、8月31日が休日に当たるときは、休日でないその前日までとする。
 - (2) 競争入札参加資格を有する者のうち前号に規定する提出時期に申請書を提出しなかった者
随時受け付けるものとする。ただし、休日を除く。
 - (3) 告示8に規定する「資格審査申請事項変更届」を提出した者のうち前条に掲げるすべての要件を満たす者
随時受け付けるものとする。ただし、休日を除く。
 - (4) 告示3の(2)に規定する新規の者のうち、告示3の(1)に規定する書類とともに申請書を提出した者
随時受け付けるものとする。ただし、休日を除く。
 - (5) 前号に規定する新規の者以外の新規の者
随時受け付けるものとする。ただし、休日を除く。

(結果の通知)

第5条 県は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、電子見積参加資格審査結果通知書(様式第2号)により、審査結果を申請者に通知しなければならない。

(電子見積参加資格有効期間)

第6条 電子見積参加資格有効期間は、次の各号の区分のとおりとする。

- (1) 第4条第3項第1号及び第4号の規定に該当する者
競争入札参加資格の有効期間とする。
 - (2) 第4条第3項第2号、第3号及び第5号の規定に該当する者
申請書の提出があった日が属する月の翌々月の1日から競争入札参加資格の有効期間が満了する日までとする。
- 2 第4条第3項第4号の規定に該当する者のうち、競争入札参加資格がないものと決定された者については、告示5の規定に基づく資格審査結果通知をもって、第5条に規定する電子見積参加資格審査結果通知を行ったものとみなす。

(電子見積参加資格有効期間の終了)

第7条 電子見積参加資格者が、次に掲げる各号のいずれかに該当した場合、前条第1項各号に規定する電子見積参加資格有効期間はその日をもって終了するものとする。

- (1) 告示8の資格審査申請書記載事項の変更により第3条第1項各号に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合
- (2) 告示10の規定により競争入札参加資格が取消された場合
- (3) 電子見積参加資格者から電子見積参加取消しの申出があった場合

(参加停止)

第8条 電子見積参加資格者が、次の各号のいずれかに該当した場合、その措置期間は、電子見積に参加できないものとする。

- (1) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (2) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

(電子見積の方法)

第9条 県は、電子見積参加資格者が見積を行うに当たって必要となる情報(品名、規格、数量、納品先、見積期限日等)を物品調達システムにおいて公開するものとする。

- 2 電子見積参加資格者は、物品調達システムに公開された案件について、見積金額を入力・送信することができる。なお、見積金額を入力・送信しなかった者については、見積辞退とみなす。
- 3 前項に規定する見積金額の送信は、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに県に到達したものとみなす。
- 4 県は、原則として、見積期限日の翌日(当該日が休日に当たるときは、休日ではないその翌日。)に、見積期限日までに送信された見積金額のうち、予定価格の範囲内で最低見積価格の者を見積決定者とする。
- 5 県は、前項において、予定価格の範囲内の見積金額の送信がなかった場合は、再度、再々度の見積を行うことができる。これに参加できる者は前回の見積に参加した者に限る。また、その見積期限日は、原則として、前回見積期限日の翌日(24:00)限りとする。なお、見積期限日の翌日が休日に当たるときは、休日でないその翌日(24:00)限りとする。
- 6 前2項において、予定価格の範囲内で最低見積価格の者が2者以上いた場合は、電子抽選により見積決定者を決定する。
- 7 県は、公開から契約締結までの間に、第7条各号のいずれか、又は第8条各号のいずれかの規定に該当した者が行った見積は無効とする。
- 8 県は、見積決定者に対し電子メールにより見積決定の通知を行うと同時に

見積決定内容を物品調達システムで公開する。

- 9 県は、物品調達システムに見積情報を公開した後、見積期限が到来する前の時点において、電子見積を中止する事由が発生したときは、直ちに当該電子見積を中止することができる。

(物品調達システムに障害が発生したときの対応)

第10条 県は、物品調達システムに障害が発生したときは、直ちに電子見積を中止し、速やかにその原因を究明し復旧を図るものとする。

- 2 復旧に不測の日時を要する場合は、復旧までの間、別途任意の方法により調達を行うものとし、参加者は予めそのことを了承するものとする。

(その他)

第11条 県は参加者に対し、必要に応じ、物品調達システムの操作方法の指導・支援を行うものとする。

第12条 この要領に定めのない事項については、規則、その他法令等の規定によるものとする。

附則 平成29年4月1日以降に公開する案件から適用する。

別表

競争入札参加資格の登録品目	電子見積実施品目
一般印刷	印刷
用紙類、文房具、鋼製什器	文具類
OA機器類及び関連消耗品、電気機器、写真光学機器	OA・電気・写真機器
医療衛生機器	医療衛生機器
理化学機器類	理化学機器類
消防防災機器	消防防災機器
車両附属品・用品	車両附属品・用品
洋服製造、繊維製品、寝具、その他繊維製品	寝具・被服・繊維製品
陶器、記念品・贈答品、時計・貴金属、記章・メダル等、旗・のぼり、懸垂幕・横断幕、黒板・看板、荒物・金物、紙製・繊維製雑貨、トイレトーパー、洗剤・掃除用品、硝子・硝子製品、ゴム・皮革製品、厨房用品、合成樹脂製品、百貨店、その他物品	雑貨類・その他

電子見積参加資格申請書（新規・変更・更新）

年 月 日

長崎県出納局物品管理室長 様

登録番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

電子見積用電子メールアドレス

（電子見積の受付・決定等の通知に使用するメールアドレスです。競争入札参加資格取得時等に既に登録している場合は、記入不要です。）

支社等が申請する場合は、上記「所在地」は支社等の所在地、「代表者職氏名」は支社等の長の職氏名を記入し、「商号又は名称」には支社等の名称まで含めて記入すること。

長崎県出納局物品管理室が発注する物品調達に係る電子見積に参加したいので、下記のとおり申請します。

なお、参加にあたっては長崎県電子見積実施要領、長崎県財務規則、その他関係法令を遵守します。

記

参加希望の品目

印刷	文具類	OA・電気・写真機器
医療衛生機器	理化学機器類	消防防災機器
車両附属品・用品	寝具・被服・繊維製品	雑貨類・その他

希望する品目に をしてください。

この申請に関する担当者

所属（ ）氏名（ ）

連絡先電話番号（ ）

様

長崎県出納局物品管理室長

電子見積参加資格審査結果通知書

年 月 日付で提出されました電子見積参加資格申請に基づき、貴社(所・店)の
下記のとおり参加資格がある
参加資格を審査した結果、
資格がない
ものと決定しました。

記

1. 電子見積参加可能品目

印刷	文具類	OA・電気・写真機器
医療衛生機器	理化学機器類	消防防災機器
車両附属品・用品	寝具・被服・繊維製品	雑貨類・その他

2. 電子見積参加資格有効期間

自 年 月 日
至 年 月 日

3. ID/パスワード

ID:
パスワード:

ID及びパスワードについては、電子見積に参加するために必要なものであり、紛失や漏えい等がないよう厳正に管理すること。

4. 電子見積用電子メールアドレス

@

5. その他

長崎県電子見積実施要領、長崎県財務規則、その他関係法令を遵守すること。

更新手続

登録の更新を希望する場合は、電子見積参加資格有効期間最終年の7月1日から8月31日までの間に申請を受け付けます。

1. 資格のない理由

担当 長崎県出納局物品管理室
TEL: 095-895-2881

様

長崎県出納局物品管理室長

電子見積参加資格審査結果通知書

年 月 日付で提出されました電子見積参加資格の更新申請に基づき、
貴社（所・店）の電子見積参加資格を更新しました。

記

1. 電子見積参加資格有効期間

自 年 月 日
至 年 月 日

2. その他

長崎県電子見積実施要領、長崎県財務規則、その他関係法令を遵守すること。

更新手続

登録の更新を希望する場合は、電子見積参加資格有効期間最終年の7月1日から8月31日
までの間に申請を受け付けます。

担当 長崎県出納局物品管理室
T E L : 095-895-2881